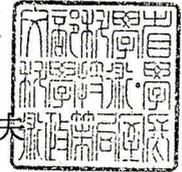


22科原安第243号
平成22年12月24日

許 可 使 用 者
届 出 販 売 業 者 殿
届 出 賃 貸 業 者

文部科学省科学技術・学術政策局
原子力安全課 放射線規制室長

中矢 隆夫



(印影印刷)

放射線源登録制度の運用開始について (通知)

日ごろより放射線障害防止法関係法令に基づき安全規制に御協力をいただきありがとうございます。また、昨年より放射線源登録制度の行政指導による運用に御協力いただきましたことについて御礼申し上げます。

本制度は、平成21年10月に公布された放射線障害防止法施行規則改正に伴い、平成23年1月1日より本格的に運用が開始されます。

つきましては、本制度を円滑に実施していただくため、施行に伴う報告様式の変更及び報告用ウェブサイトの更新等について別紙のとおりお知らせいたしますので、御参照の上、引き続き特定放射性同位元素の受入れ等、変更等又は所持に係る報告について、それぞれの期限を守って確実に実施していただきますようお願い申し上げます。

(本件問い合わせ先)

文部科学省科学技術・学術政策局
原子力安全課 放射線規制室
放射線源登録制度担当 伊藤、須貝
電話 (03) 6734-3836
e-mail genhosya@mext.go.jp

(別紙) 改正省令の施行に伴う放射線源登録制度に係る注意事項等

放射線源登録制度は、既に行政指導による運用が開始されておりますが[※]、平成23年1月1日より改正省令(放射線障害防止法施行規則第39条第4項～第6項)が施行されます。この通知は、報告対象となる放射線源の許可を受けている全事業所に、これまでの運用と異なる事項等についてお知らせするためのものです。

※ 対象事業者向けに発送した次の通知によりお知らせしております。☞再送付を御希望の場合は、担当者まで御連絡ください。
平成21年6月25日付「行政指導に基づく放射線源登録制度の運用開始について(通知)」(21科原安第34号)
平成21年12月15日付「行政指導に基づく放射線源登録制度の運用開始について(通知)」(21科原安第30号)

1. 放射線源登録制度

放射線源登録制度とは、放射線障害防止法施行規則第39条第4号～第6号に基づき、密封された放射性同位元素であって人の健康に重大な影響を及ぼすおそれがあるものとして文部科学大臣が定めるもの(特定放射性同位元素)について、個々の放射線源の情報を文部科学省の放射線源登録システムへ登録するものです。

特定放射性同位元素を所持又は所有している事業者は、製造、輸入、受入れ、払出し、輸出、廃棄等を行ったときにはその行為及び当該放射性同位元素の情報について、また、年度末の在庫状況について文部科学省へ報告する義務があります。

◆本制度の対象となる放射線源を所持又は所有していない事業所については、本制度に係る報告を行う必要はありません。今後、対象となる放射線源を新たに所持又は所有する(受入れ等を行う)際に、その旨の報告を行ってください。その際、インターネットを利用して報告を行うためには、放射線源登録システムのアカウントの取得が必要です。詳細は担当者までお問い合わせください。

2. 平成23年1月以降の報告様式について

放射線源登録制度に関する報告は、これまでの行政指導報告様式に代わり、平成23年1月1日より施行される以下の放射線障害防止法施行規則様式により行ってください。

- 様式第五十一 特定放射性同位元素の受入れ等に係る報告書
- 様式第五十二 特定放射性同位元素の変更等に係る報告書
- 様式第五十三 特定放射性同位元素の所持に係る報告書

なお、インターネットを利用して報告を行う場合、報告用データファイル作成ツール(Excel)はこれらすべての様式に対応していますので、従来どおりの方法で報告を行ってください。本ツールについては更新を行い、最新版を平成22年12月下旬に報告用ウェブサイトに掲載する予定です。

報告方法:

- 1) インターネットを利用して報告を行う場合
⇒報告用ウェブサイト(放射線源登録システム)に掲載された最新の報告用データファイル作成ツール(Excel)を使用して報告データを作成・提出してください。
- 2) 郵送等で報告を行う場合
⇒上記の施行規則様式(第五十一～第五十三)を下のいずれかの方法により入手し、報告を行ってください。

◆メール添付又は郵送での送付を御希望の場合は、担当者までお問い合わせください。

◆施行規則様式(Word)は文部科学省ウェブサイトの以下のページよりダウンロードができます。

URL: http://www.mext.go.jp/a_menu/anzenkakuho/boushihou/1286225.htm

「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則」手続様式(平成23年1月1日以降)

3. 報告の種類と報告期限について

改正省令の施行後は、報告期限に御注意ください。

報告の種類	報告対象者	報告期限
受入れ、払出し等の報告 (第39条第4項、様式第51、52)	許可届出使用者 届出版売業者 届出賃貸業者	受払い等を行った日から <u>15日以内</u>
変更等の報告 (第39条第5項、様式第52)	許可届出使用者	変更等を行った日から <u>15日以内</u>
年度末の在庫報告 (第39条第6項、様式第53)	許可届出使用者	在庫を確認した日(毎年3月31日) の翌日から起算して3月以内 (毎年4月1日から6月30日まで)

4. FAQ(よくある御質問)について

報告用ウェブサイト(放射線源登録システム)に、本制度及び報告方法等に関するFAQ(よくある御質問)を掲載予定です。更新情報は、ログイン後の「お知らせ」画面に掲載いたします。

◆メール添付又は郵送での送付を御希望の場合は、担当者までお問い合わせください。

報告用ウェブサイト(放射線源登録システム)の「お知らせ」画面



5. その他のお知らせ

● 放射線源のセキュリティに係る調査の実施について

放射線源登録制度及び放射線源のセキュリティに関し、現状把握のための調査を実施いたしますので、御協力を御願いいたします。提出は、平成23年1月末日までに調査票(別添)に必要事項を記載の上、放射線源登録担当者までメール添付、FAX又は郵送にて必ず御返信ください。

回答先: 文部科学省 科学技術・学術政策局 原子力安全課 放射線規制室 放射線源登録担当者
e-mail: genhosya@mext.go.jp
FAX: 03-6734-4048
郵送: 〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2 霞ヶ関コモンゲート東館15階